

第15号様式(第18条2項関係)
(届出先)
横浜市長

産業廃棄物継続搬入届出書

安定型
(石綿含有を除く)

年 月 日

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1 公共
2:市以外の公共	2 民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	

①届出者(排出者)

住所

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

印

電話

()

②

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地							
	名称	電話 ()						
④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	160 廃プラスチック類 (石綿含有を除く)	ばら、その他()	t/年	台/年				
	161 ゴムくず	ばら、その他()	t/年	台/年				
	162 金属くず	ばら、その他()	t/年	台/年				
	163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有を除く)	ばら、その他()	t/年	台/年				
	164 がれき類 (石綿含有を除く)	ばら、その他()	t/年	台/年				
		ばら、その他()	t/年	台/年				
運搬主体	⑤-1 収集運搬業者	所在地						
		名称						
		連絡先	電話 ()	電話 ()	電話 ()			
	許可番号	第 号	第 号	第 号				
	⑤-2 自己運搬	車両番号及び車両重量	kg	kg	kg	kg		
⑥横浜市の処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先						
	名称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場						
⑦横浜市指示欄	搬入期間	年 月 日から			年 月 日まで			
	搬入番号	号						

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- 上記の指示に従い搬入してください。

受 付
